

相手国政府・ 相手国際 機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
カーナ	ノースカロライナ州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とカーナ共和国政府との間の交換公文	ノースカロライナ州における保健医療体制改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,455,000千円 2026.5.31まで	2022.5.19 アクラで (同日)	日本側 望月寿信在カーナ大使 カーナ側 シェリ・アヨコ ー・ボチエウエイ外務・ 地域統合大臣	2022.11.4 376号
カーナ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカーナ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	261,000千円 2030.12.31まで	2022.5.31 アクラで (同日)	日本側 望月寿信在カーナ大使 カーナ側 クワク・アンゾ ラトウム＝サーボソ外務 ・地域統合副大臣	2022.7.26 272号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。